

そう
○滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例

昭和46年3月25日
滋賀県条例第29号

そう
滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例をここに公布する。
そう

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例
(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資するため、滋賀県立琵琶湖漕艇場(以下「漕艇場」という。)を大津市玉野浦に設置する。

(一部改正 [昭和61年条例6号・平成17年90号・令和2年3号])

(業務)

そう

第2条 漕艇場は、次に掲げる業務を行う。

そう

- (1) 漕艇競技施設および設備器具の提供
- (2) スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施
- (3) その他漕艇場の設置の目的を達成するために必要な業務

(一部改正 [昭和53年条例20号・平成17年90号・令和2年3号])

(開場時間等)

そう

第3条 漕艇場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、審判室および会議室については、午前8時30分から午後9時まで使用することができる。

そう

2 漕艇場の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(追加 [平成17年条例90号]、一部改正 [平成28年条例26号・令和元年10号・2年3号])

(使用の承認)

そう

第4条 漕艇場の施設および設備のうち別表に掲げる施設および設備(以下「特定施設等」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

そう
(1) 漕艇場における秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

そう

(2) 漕艇場の設置の目的に反すると認められるとき。

そう

(3) 漕艇場の施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

そう

(4) 申請に係る特定施設等が漕艇場の事業を行うために必要であると認められるとき。

そう

(5) その他漕艇場の管理上支障があると認められるとき。

そう

3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、漕艇場の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。

(追加 [平成12年条例95号]、一部改正 [平成17年条例90号・28年26号])

(使用料)

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

- 2 使用料は、承認に係る特定施設等の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。
- 3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(追加〔平成17年条例90号〕、一部改正〔平成25年条例116号〕)

(施設等の変更の禁止)

そう

第6条 使用者は、漕艇場の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(追加〔平成12年条例95号〕、一部改正〔平成17年条例90号・28年26号〕)

(使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用の目的に違反して使用したとき。
- (2) 使用者が詐欺その他不正の行為によって第4条第1項の規定による承認を受けたとき。
- (3) 使用者が第4条第2項各号(同項第4号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 使用者が第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 当該承認に係る特定施設等が災害その他の事故により使用できなくなつたとき。
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき。

(追加〔平成12年条例95号〕、一部改正〔平成17年条例90号・28年26号〕)

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、その使用を終了したときは、その使用に係る施設および設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

(追加〔平成12年条例95号〕、一部改正〔平成17年条例90号〕)

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、漕艇場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
そう
 - (2) 漕艇場の施設および設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(追加〔平成17年条例90号〕、一部改正〔平成28年条例26号〕)

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。
 - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
そう
 - (2) 事業計画の内容が漕艇場の効用を最大限に發揮させること。
 - (3) 事業計画の内容が漕艇場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿つた管理を安定して行う能力を有すること。
- 3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、あらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(追加〔平成17年条例90号〕、一部改正〔平成25年条例54号・28年26号・31年9号〕)

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(追加〔平成17年条例90号〕、一部改正〔平成28年条例26号〕)

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

そう

(1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に漕艇場の運営を行うこと。

そう

(2) 漕艇場の施設および設備の維持管理を適切に行うこと。

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 管理業務の実施に関し必要な事項

(3) 管理業務の事業報告に関し必要な事項

そう

(4) 前3号に掲げるもののほか、漕艇場の適正な管理に関し必要な事項

(追加〔平成17年条例90号〕、一部改正〔平成28年条例26号〕)

(指定管理者による開場時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。

(追加〔平成17年条例90号〕、一部改正〔平成28年条例26号〕)

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第5条の規定にかかるわらず、使用者は、指定管理者に特定施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金は、承認に係る特定施設等の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。

5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設等を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(追加〔平成17年条例90号〕、一部改正〔平成25年条例116号・28年26号〕)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成12年条例95号・17年90号・28年26号〕)

付 則

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

(一部改正〔令和元年条例10号〕)

そう

2 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和元年滋賀県条例第10号)付則ただし書に規定する規定の施行の日から規則で定める日の前日までの間は、第1条中「大津市玉野浦」とあるのは、「大津市」とする。

(追加〔令和元年条例10号〕)

付 則(昭和53年条例第20号)

この条例は、昭和53年5月1日から施行する。

付 則(昭和61年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年条例第25号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第95号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた改正前のそれぞれの条例により設置されている施設に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づく処分、手續その他の行為とみなす。

付 則(平成16年条例第25号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第90号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第9条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定およびこれに関し必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第10条、第11条、第12条第2項および第14条第3項の規定の例により行うことができる。

そう

3 指定管理者に滋賀県立琵琶湖漕艇場の管理に関する業務を行わせる場合においては、当該業務を行わせる日前に滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の規定により教育委員会がした承認その他の行為または教育委員会に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、同条例の規定により指定管理者がした承認その他の行為または指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

付 則(平成20年条例第73号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第54号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年条例第116号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第21号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第26号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和元年条例第10号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第1号で令和2年1月8日から施行)

付 則(令和2年条例第3号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第3条の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第86号で令和2年9月18日から施行)

別表(第4条、第5条、第14条関係)

(追加〔平成17年条例90号〕、一部改正〔平成20年条例73号・25年116号・28年21号・令和元年10号・2年3号〕)

1 艇庫等

区分	金額

艇庫	こ 4人漕ぎ艇を収容する場合	大学、高等学校もし くは中等教育学校 (後期課程に限る。) の学生もしくは生徒 またはこれらに準ず る者(以下「学生 等」という。)	1艇1日につき 240 円
		その他の者	同 320
	こ 2人漕ぎ艇を収容する場合	学生等	同 200
		その他の者	同 280
	こ 1人漕ぎ艇を収容する場合	学生等	同 170
		その他の者	同 200
	オール・パドル	学生等	同 50
		その他の者	同 60
	艇(オール・パド ルを除く。)	こ 4人漕ぎ艇	学生等 1艇1時間につき 430 その他の者 同 500
		こ 2人漕ぎ艇	学生等 同 290 その他の者 同 430
		こ 1人漕ぎ艇	学生等 同 230 その他の者 同 290
		審判艇	同 1,720
		オール・パドル	学生等 1本1時間につき 160 その他の者 同 230

2 審判室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
審判室(A)	円 1時間につき 340	円 1時間につき 430	円 1時間につき 590
審判室(B)	同 310	同 390	同 540

3 会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
会議室	円	円	円

	730	940	1,110
--	-----	-----	-------

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3 シェル艇の使用に係る額については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 4 審判艇の燃料については、使用者の負担とする。
- 5 審判室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたつて引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以後の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 6 会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたつて引き続き使用する場合を除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時以後の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 7 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
そう
- 8 漕艇場の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。